

一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃の告示に関する審議（3回目）

1. 日 時

令和6年1月25日（木） 10:30～11:25

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

堀川義弘（会長）、和田貴志（会長代理）

山田攝子、二村真理子、三浦大介、大石美奈子

<国土交通省>

物流・自動車局：小熊貨物流通事業課長ほか

事案処理職員：運輸審議会審議室 渋谷、木村、藤澤、宮田、廣井、堤、田崎

4. 議事概要

- 物流・自動車局から、一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃の告示について、説明した。
 - 運輸審議会委員からは、
 - ① 標準的な運賃の活用促進に向けて、荷主向けのリーフレットを約 46,000 者に送付したとのことであるが、具体的にどのような事業者に送付したのか。小規模事業者にも送付したのか。
 - ② 多重下請構造の是正に関して、
 - ・ 例えば元請け・下請け・孫請けとあった場合、標準的な運賃は、元請けと下請けの間、下請けと孫請けの間、それぞれの契約関係の中で適応する想定と理解してよいか。
 - ・ 多重下請構造を想定し、その下流での運送行為が適正に行われたかをチェックする仕組みはあるのか。
 - ③ 倉庫事業者の関係団体が自主行動計画を作成しているが、倉庫事業者にも問題意識はあるのか。
 - ④ トラックGメンの活動実績が公表されているが、悪質な荷主事業者は具体的にどのような違反行為をしているのか。悪質であることを自ら認識していないのではないか。
- 等の意見・質問があった。

- これに対し、物流・自動車局からは、
- ① 経団連や日本商工会議所を通して事業者へ送付している。団体の中には大規模事業者、中小事業者も含まれているため、荷主に広く展開することができる。
 - ② 多重下請構造の是正に関して
 - ・ 利用運送行為、下請けに出す行為は、ご指摘のとおり元請けと下請け、下請けと孫請けの間で共通するものである。標準的な運賃の利用運送手数料は、下請けに出す行為全てについて適用しようと考えている。
 - ・ 下請けに順次情報を流し、最後の実運送事業者が元請運送事業者や荷主に「これだけの下請けがあり、自社が運送しています」と通知する仕組みを検討している。
 - ③ 荷待ちの原因としては、荷主側の問題もあるが、倉庫事業者側にも対応できることはあり、例えば自動化、機械化を進め、予約システムを導入することで効率化を図れることを「自主行動計画」として回答して頂いている。
 - ④ 荷主等が、長時間の荷待ち、依頼がなかった附帯業務等をさせている、運賃・料金の交渉をしても全く受け入れてくれない、「悪天候や大雪の時も運んでほしい」といった無理な配送依頼をするといったケースがある。このような情報が入ってきた場合に、違反原因行為を荷主等がしていれば是正指導を行う形となる。等の回答があった。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。